

平成29年1月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成29年1月12日(木曜日)午後2時30分から午後3時44分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第1号) 相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会への  
諮問について(教育総務室)

日程第 2 (議案第2号) 相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会への  
諮問について(学校教育部)

日程第 3 (議案第3号) 相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会への  
諮問について(生涯学習部)

4. 報告案件

1 相模原市議会(平成28年12月定例会議)報告について(教育総務室)

5. 閉 会

出席者(5名)

教 育 長 野 村 謙 一

教育長職務代理者 永 井 博

委 員 福 田 須美子

委 員 大 山 宣 秀

委 員 永 井 廣 子

説明のために出席した者

教 育 局 長 笹 野 章 央 教育環境部長 新 津 昭 博

学 校 教 育 部 長 土 肥 正 高 生涯学習部長 佐 藤 暁

教 育 局 参 事 大 用 靖 教育総務室 杉 山 吏 一  
兼教育総務室長 担 当 課 長

教育総務室主査	萩生田 成 光	総合学習センター 所 長	齋 藤 嘉 一
教育環境部参事 兼 学 務 課 長	井 上 京 子	教育環境部参事 兼 学 校 保 健 課 長	荒 井 哲 也
教育環境部参事 兼 学 校 施 設 課 長	山 口 和 夫	学 校 教 育 部 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	江 戸 谷 智 章
教 職 員 課 長	佐々木 隆	神奈川自然の村 野 外 体 験 教 室 所 長	宮 坂 賀 則
青少年相談センター 所 長	沢 辺 雅 子	生 涯 学 習 部 参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	藤 田 知 正
生涯学習部参事 兼 文 化 財 保 護 課 長	小 俣 明 宏	ス ポ ー ツ 課 総 括 副 主 幹	喜 多 村 猛 司
図書館総括副主幹	笹 野 宏 明	図 書 館 総 括 副 主 幹	遠 藤 恭 代
生涯学習部参事 兼 博 物 館 長	佐 藤 正 五	総 務 局 総 務 部 参 事 兼 情 報 公 開 課 長	神 澤 一 義
事務局職員出席者 教育総務室主任	田 村 雄 一	教 育 総 務 室 主 事	上 原 達 也

開 会

野村教育長 ただいまから相模原市教育委員会 1 月の定例会を開会いたします。

本日の出席は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、永井博委員と福田委員を指名いたします。

はじめにお諮りをいたします。本日の会議の日程 1 から日程 3 までの相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会への諮問については、個人情報が含まれる内容でございますので、公開しない会議として取り扱い、報告事項 1、相模原市議会（平成 2 8 年 1 2 月定例会議）報告については、公開の会議として取り扱うことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

野村教育長 ではご異議ございませんので、本日の会議は日程 1 から日程 3 までについては公開しない会議とし、報告事項 1 については公開の会議といたします。

公開しない会議とする案件は本定例会の最後に審議をすることといたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

上原教育総務室主事 本日傍聴の方はいらっしゃいません。

相模原市議会（平成 2 8 年 1 2 月定例会議）報告について

野村教育長 それでは、報告事項 1、相模原市議会（平成 2 8 年 1 2 月定例会議）報告についてにつきまして、事務局より説明をいたします。

大用教育総務室長 報告事項 1 についてご報告をさせていただきます。

市議会の 1 2 月定例会議につきましては、1 1 月 1 8 日から 1 2 月 2 1 日までの日程で開催されました。お手元にごございますこの資料につきましては、1 2 月定例会議の代表質問と一般質問の教育委員会関係の質疑の一覧となっております。

2 ページをご覧いただきたいと存じます。

代表質問は 5 名の議員から 2 0 問の質問があり、質疑の内容につきましては 3 ページから 1 0 ページのとおりでございます。

続きまして、1 4 ページをご覧いただきたいと存じます。

一般質問は 1 3 名の議員から 3 9 問の質問があり、質疑の内容につきましては 1 5 ページから 2 7 ページのとおりでございます。

代表質問及び一般質問の概要といたしましては、学校関係分野として、発達特性に応じた個別支援の充実、不登校児童生徒の対応、いじめ対策、子どもと向き合うための学校業務の適正化、学校教育施設の整備、校務支援システムなどにつきましてご質問がございました。また、生涯学習関係分野といたしましては、公民館の貸室利用に係る使用料導入、相模原の文化財をはじめとした地域の宝の魅力発信などについてご質問がございました。

ここで一つ一つの質問と答弁に関する報告は省略させていただきますが、それぞれの質問と答弁に関しましてご質問等がございましたら、担当課からお答えさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

野村教育長 説明が終わりました。このことにつきまして、質疑等がございましたらお願いいたします。

大山委員 18ページの(3)の教育機会確保法ということがあるんですが、この法律についてもう少し詳しくお話しいただきたいことと、今後こういった法律ができることによって、どのような改善点がみられるのか、どんなことを期待するのか、伺います。

○沢辺青少年相談センター所長 まず法律の概要についてですが、不登校児童に対する教育機会の確保ということと、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供、その他、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進するというもので、具体的には不登校で学校になかなか足が運べない子がきちんと学習ができるような状況を整えていくことや何らかの理由で義務教育段階の普通教育を受けられなかった人に対して、やはり教育の機会を確保していくというのが概略になります。

文部科学大臣が基本指針を定めることとなっておりますが、まだ発出されていないため、細かな内容はこれからということになります。。現状と今後についてですけれども、市では不登校の児童生徒が通う、通室のできる相談指導教室がありますので、内容的には今までどおりきちんとした不登校の児童生徒の居場所になるということと、学校復帰や社会的な自立に向けていろいろな取組をしていきます。

大山委員 この法律ができましても、従来から相模原市ではこういった不登校については力を入れているし、特別変わったことはないというふうに考えてよろしいですか。

○沢辺青少年相談センター所長 はい、そのとおりです。

大山委員 もう一ついいですか。22ページの冒頭に子どもの貧困対策において、学校

がプラットフォームになるということ、文部科学省等が言っているということなんですが、23ページのちょうど真ん中あたりに、教育長がお答えになっている中で、子どもの貧困について、確かに入り口の部分を学校でということなんでしょうけど、子ども若者未来局というような位置付けですよ。横断的な発想で、むしろ福祉面の部局等が主たる役割を演ずる。今後、子どもの貧困について、教育委員会に関係することだと従来から就学援助とか奨学金制度、いろんな就学援助等の制度がございますが、主たるものというのはやっぱり福祉等の部局だと思うし、国でも少し横断的な発想で専門の部門をつくらうというきざしもございますし、こうした子ども若者未来局というような、やっぱり横断的な発想で取り組むんじゃないかなというふうに思いますし、こうした考え方に私は賛同いたします。意見でございます。

野村教育長 特にこの4月に発足する子ども若者未来局の所管事務の1つに子どもの貧困問題の対策を明確に掲げておりますので、4月の組織の設置を前に、既1月4日に、まさにこの教育委員会室で福祉関係、子ども育成部局等と教育委員会の学校教育部で、どういった方向で課題を解決していくかという会議を開催しました。そういう状況でございます。

永井(博)委員 それではあわせてということで。やはりプラットフォームという言葉は、江成議員が何度か使っておられるのをこういう紙面で拝見しているんですが、確かに国ではこういうことを言っているんですが、学校はかなり多忙で、ごく一義的に考えるとまた学校にこういうことをという思いもありますし、子どもを日常的によく見れる、付き合うのは学校ですから、学校が窓口になるというか、情報を収集して、それぞれの関係機関に発信するなんていうことは今までもやっていたけれども、なお重要なかなと思っています。

それはいいんですが、さきほどの子ども若者未来局の関係で、最近では、新聞紙上では6人に1人が貧困だと。例えば東京都では私立高校へ学費を補助や免除、なにかそういう制度が作るということや全国でNPOがやっている子ども食堂なんていうのがあります。それからちょっと性質が違っても、夜間中学の設置なんていうのもあります。貧困対策につながるものとして、そのような動きが出てますが、まずは相模原の実態、6人に1人と言われると、相模原も児童数、生徒数は正確なものかわかりますから。6人に1人というすごい数字ですよ。その辺で、もし把握しているところがあったら、教えてください。

それから、いわゆる要保護、準要保護、それはここで増えてるのかなとか、想像ですけどね。数字的なところでつかんでいるようなことがありましたら、6人に1人の割合じゃなくても結構ですが、教えてください。

井上学務課長 就学援助の実態から考えますと、やはり6人に1人というような数字が出てきます。具体的な数字を申し上げます。小・中学校で平成27年5月1日現在の児童生徒数が5万3,554名中、就学援助の認定をした児童生徒数が8,070人になります。大体15%という受給率になりますので、6,7人に1人です。

野村教育長 私も今学校を回ってお話を聞いてて、母子家庭が2割を超えているという学校もかなりあるというふうに聞いています。

福田委員 地域性が結構ありますね。

野村教育長 非常に地域特性があります。顕著ですね、地域特性が。

永井(博)委員 やっぱりこの要保護、準要保護は増えているというふうに理解しているのでしょうか。

井上学務課長 就学援助の率についてですが、平成24年度から平成27年度までの4か年ということでお伝えをいたします。小・中学校合計の数字で、平成24年度は14.5%、平成25年度は15.5%、平成26年度は15.1%、平成27年度は同じく15.1%という認定状況でございます。

野村教育長 ほぼ変わっていないということですね、率的には。

福田委員 今後、子ども若者未来局の設置ということで、総合教育会議が始まって、やはり福祉の部門と教育の部門と連携しながらやっていくということが、ある意味具体化されるというふうに考えてよろしいかなと思うんですが、私もちょっと福祉の方に関わってきた実績がありまして、その中でいうと、虐待、小さい子は虐待。大きくなったら非行とかいじめとか、そういうふうにシフトするように単純に考えておりましたけれども、昨今の状況でみますと、中学生になっても虐待というのはすごくあるんですね。すごく深刻な、まあ中学生になりますので自意識も出てきますから、もう息子であること、娘であることをやめさせていただきたいって子どもの方から申告するような事例が多々発生しております。そういう中で、本当に古い、特に相模原のような古い伝統等いろいろ、新しいものも入ってきますけれども、地域で子どもを育てていく、母親が主体になって地域で育てるという時代から、もう母親だけには、また母親に押し付けるということもできないということで、誰が子どもに、中心的に関っていくかというようなことが

だんだんわかりにくくなってきている。そういう中で、子どもたちが地域でも支えられない、要するに今、居場所がないってよく言われているようなことが多々あって、やはりこうした、包括的に連携してやっぱり社会、市町村全体でしっかりと子どもを見ていくということが本当に必要なんだなというようなことを、私もこのところ痛感することが多かったので、新たに設置される子ども若者未来局に非常に期待しております。ただ、包括的になってくるとどういうふうに連携していくのか、例えば今回の市議会の議論等見ますと、子どもの貧困の問題、いじめの問題、それからインクルーシブの問題等が盛んに議論されていますけれども、そのようなことが本当にうまく連携されて、発達に即してずっと課題が引き継がれ、かつ改善していく、こういう見通しを持って行く必要があるかなというふうに感じます。

インクルーシブ、あるいはユニバーサルというところで言うと、その支援内容が一人一人に寄り添った教育的ニーズのきめ細かい支援が行われているわけですがけれども、そういう小・中の連携等の状況についてはいかがなんでしょうか。

江戸谷学校教育課長 学校では個別の指導計画に則って、一人一人の子どもに対して、きめ細かな指導が行われているところでございます。その指導計画が小学校から中学校ということで、小・中の連携シートというものを本市では作成しておりますので、そういったものを通して、子どもの状態像をしっかりと把握をしながら、支援がしっかりと継続されるようにということで今取組がなされているところでございます。一方、やはり通常の学級の児童生徒においても、特に支援が必要な子どもについては、これからより一層そういった指導計画の引き継ぎというものが問われるということになるかなというふうに思っています。支援級については今当然のように行われているところでございますが、その辺を今後もまた強化をしていかなければいけないかなと感じております。

福田委員 その件については了解しました。それから子ども若者未来局は、子ども若者というふうに全体的に見守っていく、そういう組織だと考えますけれども、やはり学校の、さきほどありました教員の役割としても非常に手広くなって、放課後の問題、またその他いろいろと関わらなければならないことがあるわけですが、子ども全体を見守っていくという中で、実際に先生方の本当に多忙化ということも深刻に捉えていかなければいけないと思います。実際にやはり先生方それぞれの個別の声みたいなものを集約していくようなこともぜひ行っていただいて、先生方がやはり快適に、また教えるということに専念できる労働環境といえますか、教育環境を作っていく必要がありますので、

そういうところも検討をお願いしたいと思います。

野村教育長　そうですね、今回の貧困の問題での新たな取組を考える上で、先生方の多忙化に拍車をかけることには結びつけないようにしようというのが、今共通の考え方として持っているところです。結局地域の力ですとか、総合的に支援をしていこうという観点で進めたいと思っています。ただ一方で、やっぱりお子さんの状況が一番つかめるのが間違いなく学校だということで、そういう意味でプラットフォームという言い方をしているんですが、そこで学校がつなぎ役としてどういう関わり合いをするかというのがこれから詰めていくところです。大変難しい問題だと思っております。

大山委員　17ページの(2)のところ、支援教育について「支援の在り方が教員の力量によって左右されることがないように」というふうに答えられているんですけども、実際各学校を回っていますとかなり学校間でも差があるし、それから先生方によって本当はかなり差があるように危惧をもちます。その辺のレベルアップというか、スキルアップというのは非常に大事なことであり、ここには研修とか対応が書いてあるんですが、もう少し具体的に、何か均一化するような方向性というのが大事じゃないのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

江戸谷学校教育課長　委員の言われるとおり、各学校によって正直なところ、指導力に若干の温度差があるというところは否めないところがございます。その中で、今各学校では支援教育の要となる人材として、支援教育コーディネーターというのが必ず1名おります。その支援教育コーディネーターが、まず力量をつけて、学校の支援教育体制の構築をしっかりと図れるようにということで、指導主事並びに支援教育指導員が各学校を回りまして適切な指導の在り方、もしくは体制の在り方等につきまして指導を行っております。

支援教育指導員は、今年度の現時点の実績でいうと概ね300件ぐらいのケースを抱えながら各学校を今回っておりますので、そういった意味ではかなり精力的に指導を行っております。また、個々の教職員の力量に差が出ないようにということで、支援教育に係る手引きを今年度中に完成ができるように取組んでおりまして、平成29年4月にはかなり充実したものとして、発出できるかなというふうに思っております。

齋藤総合学習センター所長　支援教育コーディネーターはもとより、個別に力量のアップを図りたいという教員を対象にスキルアップ研修講座等も実施をしております。また、各学校で課題もやはり異なってまいりますので、校内研修を支援する研修の実施という

ような形で、各学校の課題に応じた研修について、対応させていただいているような状況でございます。

永井（廣）委員 今のことに関連してなのですからけれども、やはり子どもの、本当に発達特性がそれぞれ違いますので、本当に先生方の力量を高めるといのはものすごく大変なことだと思いますね。私も関係する仕事に就かせていただいて、ものすごく勉強をさせていただいたのですけれども、いや、本当に大変だなんて思います。すぐにできることではないとは思いますが、やはりスキルアップといのはものすごく大切で、あと、特に保護者のご意見をよく聞くのですけれども、学校にわかってもらえないって思っている保護者が本当に多くいらっしゃるって、保護者の話を丁寧に聞いていくといのはすごく大切ですよ。保護者が学校の先生に話してもわかってもらえないっていう気持ちを持つといのは、やはり切ないといのか、大変なことですし、これをやってもらえたらいいのにとかそういう意見などもなるべく聞いた上で、でも子どもの発達にはこれがいいんだって判断をされるんだったらいいんですけれども。やはりよく話し合いをするっていうのがものすごく大切なのではないかなと思うんですね。そういうことに関しては何のような対策をとられているのかといのをお聞きします。

江戸谷学校教育課長 さきほどもちょっと申し上げたところもあるのですが、まず保護者に子どもの特性に合った教育計画を関係機関等と連携をしながら作っていただいています。それを保護者が学校に届けて、今後、自分の子どもをこんな育て方をしたいんだとか、これまでの発達特性も含めて学校と相談をする機会をもっております。学校としてはそれを受けまして、適切な支援の在り方を探って対応をしているということがございます。

また、さきほども申しましたように個別の指導計画、もしくは支援計画をしっかりと中学校に引き継ぐ場合も、基本的には学校の教職員が保護者とその計画をもとに支援の在り方、対応の仕方についてお話を伺う機会をもっているというふうに認識をさせていただきます。よりその辺は充実するように今後も学校の方には投げかけて、子どもはもちろんですけど、保護者の意向をしっかり受け止めて、適切な支援教育が推進できるように努めてまいりたいと思っております。

野村教育長 今、永井廣子委員がおっしゃった部分は、先生方の支援教育に関する力量だけじゃなくて、保護者とのコミュニケーション能力だとか、やっぱり総合的な能力が高まらないとうまくいかないんでしょうね。その辺も含めて、先生方の総合的なスキル

アップというのが必要だということでしょうね。

他にいかがでしょうか。

永井（廣）委員 さきほどの子どもの貧困に関して、年末年始のテレビ番組などで、子どもの貧困についてやっぱり盛んに取り上げられていたんですが、その中でシングルマザーの割合がものすごく増えているということと、シングルファザーでは援助の仕組みが違ったりとか、あとは離婚した親の家庭と選択的シングルマザーって言うんですかね、のご家庭ではまた援助の内容が違ってしまったりとかして、結婚をしないでシングルマザーの道を選んだ方に対して援助が少ないっていうふうな特集をしていたんですけれども、相模原市でもそういうことがあるんでしょうか。貧困に関してはやはりそういうご家庭が、お母さんがパートを2つも3つも掛け持ちしたりとかして頑張っているんですけど、怪我や病気などをした場合に本当にどうしようもなくなってしまうという例が結構あったりするんですけれども。その点に関して、相模原市ではどのような対策をとられていらっしゃるのかなっていうのをちょっとお聞きしたいなと思うんですが。

佐藤生涯学習部長 直接所管ではございませんが、ちょうど1年ぐらい前まで子ども育成部の方にいたものですから、知っていることをお答えいたします。

今、永井廣子委員がおっしゃったのは、結婚をして離婚なり、死に別れをしたシングルマザーと、最初から未婚の母のような形でお子様を産んでシングルマザーになった方で扱いが違うというご指摘だと思うんですけれども、そのとおりで、法律的にはやはり結婚をした方については寡婦控除という優遇措置がございまして、例えばわかりやすく言うと、所得税の寡婦控除というのは離婚、死別した方には適用される控除でございます。ただし、そういった控除が受けられないと、例えば保育料などの算定で、未婚の母の場合は所得が多くなり、保育料のランクが高くなってしまふ、そういった不公平さがありました。こうしたことから、相模原市におきましては、確か平成26年4月1日からだと思えますけれども、寡婦控除をみなし適用して、保育園ですと保育料、それから様々な福祉に関するいろいろ、所得に応じてランクが出てくるような制度につきましては、結婚しようがしまいが、シングルマザーの方に関するそういう扱いを同様にしました。これは神奈川県下でも、確か一番最初にやったんじゃないかと思えますけれども。

野村教育長 そうすると、現実的には大きな差異というのは今、ないというふうに理解していいんでしょうか。

佐藤生涯学習部長 本市においてはいいです。その後、川崎、横浜も本市に追随して同

じょうなみなし適用を行っています。

永井（廣）委員 相模原で、そういう先進的な取組がなされていると。とてもいいことだと思います。

野村教育長 いかがでしょうか。ほかにございませんでしょうか。この件は、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

野村教育長 では、ここで次回の会議予定日を確認いたします。2月9日木曜日、午後2時から本館2階の第一特別会議室で開催する予定でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

野村教育長 それでは、次回の会議は2月9日木曜日、午後2時開催予定といたします。

ここで、休憩いたします。午後3時25分再開といたします。

（休憩・15：07～15：25）

野村教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会への諮問について

（公開しない会議 原案どおり可決）

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会への諮問について

（公開しない会議 原案どおり可決）

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会への諮問について

（公開しない会議 原案どおり可決）

野村教育長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

閉 会

午後3時44分 閉会